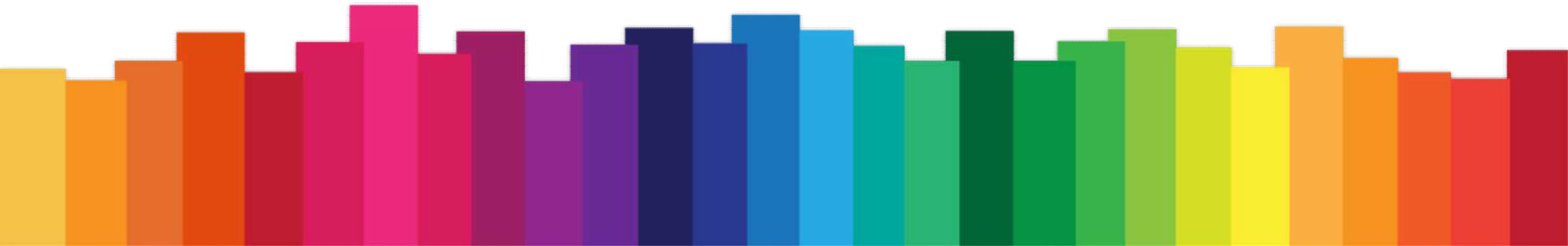




地域密着型サービス事業所から 問い合わせが多い事項等について

宇城市福祉部高齢介護課



用語及び記号に係る説明①

- 運営基準：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省令第34号)
- 運営解釈：指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18.3.31 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- 報酬基準：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省告示第126号)
- 報酬解釈：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H18.3.31 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)
- 予防運営基準：指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省令第36号)
- 予防報酬基準：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18.3.14 厚生労働省告示第128号)
- ◆：複数のサービスに共通する項目の場合

用語及び記号に係る説明②

● 各地域密着型サービスは、下記のとおり省略します。

地デイ	： 地域密着型通所介護
認デイ	： (介護予防)認知症対応型通所介護
小規模	： (介護予防)小規模多機能型居宅介護
GH	： (介護予防)認知症対応型共同生活介護
地特定	： 地域密着型特定施設入居者生活介護
地特養	： 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定巡	： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

休みに伴う従業員等の員数について◆

質問内容

休暇等で休みを取得した従業員等の員数の取扱いを知りたい。

⇒ 常勤換算方法により配置する従業員に関しては、休暇等の期間が暦月で1月を超えるもの※1でない限り、常勤の従業者として勤務したものと取り扱うことができる。※2

休みに伴う従業員等の員数について

例えば、従業員が常勤換算方法で5必要にもかかわらず、複数名が休暇する場合などは、運営基準上問題ないとしても、適切なサービス提供を行えているとは言えないため、留意すること。

※1...例えば、1月15日～2月15日までの休暇等は取扱いに含められるが、1月1日～1月31日の休暇等には取扱いには含まれない。

※2...非常勤職員や「提供日ごとに～」や「時間を通じて～」などで配置すべき職員は、この取扱いには含まれない。

関連法規:「事務連絡 運営基準等に係るQ&Aについて(H14.3.28)」I

治療と仕事の両立支援に伴う所定労働時間の短縮措置について◆

質問内容

治療と仕事の両立支援に伴う所定労働時間の短縮措置の具体的例を知りたい。

⇒ 措置内容(対象者や期間等)は、運営基準では定められていないため、事業主が、各事業所の運営状況等に応じて定めること。※参考資料参照

参考資料

例) 休暇等について

【時間単位の年次有給休暇】

労働基準法に基づく年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則であるが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることが可能(上限は1年で5日分まで)。

【傷病休暇・病気休暇】

事業者が自主的に設ける法定外の休暇であり、入院治療や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するもの。取得条件や取得中の処遇(賃金の支払いの有無等)等は事業場ごとに異なる。

関連法規: 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン I

参考資料

例)勤務制度について

【時差出勤制度】

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となる。

【短時間勤務制度】※育児、介護休業法に基づく短時間勤務制度とは別のもの

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度。

【在宅勤務(テレワーク)】

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方。自宅で勤務することにより、通勤による身体への負担を軽減することが可能となる。

【試し出勤制度】

事業者が自主的に設ける勤務制度であり、長期間にわたり休業していた労働者に対し、円滑な復職を支援するために、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うもの。復職や治療を受けながら就労することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、試し出勤制度があることで不安を解消し、円滑な就労に向けて具体的な準備を行うことが可能となる。

治療と仕事の両立支援に伴う所定労働時間の短縮措置について◆

母性健康管理措置、育児・介護休業法、育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置を講じている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

関連法規: 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について
第2の2(1)常勤換算方法

治療と仕事の両立支援に伴う所定労働時間の短縮措置について◆

母性健康管理措置、育児・介護休業法、育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置を講じている者については、利用者の処遇に支障がない体制を事業所として整っている場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従者の員数に換算することも可能。

関連法規: 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について
第2の2(3)常勤

通所介護の定員超過について

地デイ

認デイ

質問内容

通所介護の定員超過は認められるか否か

⇒ 月平均の人数が運営規程に規定する定員を超えない場合は、定員超過減算には当たらない。

関連法規：報酬解釈第2の3の2(24)②

通所介護の定員超過について

また、「災害その他やむを得ない事情がある場合」は定員超過の理由を日誌や支援経過等に記載したうえで利用は可能と考えられる。

ただし、「その他やむを得ない事情」は、具体的な提示がないため、災害に類似した事情または突発的な事情と考えている。

関連法規：運営基準第31条（第61条準用）

登録解除の考え方について

小規模

質問内容

月途中で入院し、入院が月をまたぐ場合は、登録終了しなければならないのか。

⇒ 事業所の運営状況及び利用者並びにその家族の希望を勘案し、事業所で判断すること。

登録解除の考え方について

小規模多機能型居宅介護における、「登録終了日」は、利用者が当該事業者との間の利用契約を終了した日であるため、月をまたぐ入院の場合であっても、退院日が決まっている場合等であり、本人またはその家族が同意していれば、登録を終了する必要はないと考えられる。

また、請求に関しては、日割り計算を行い請求するのが適当であると考えられる。

関連法規：報酬解釈 第2の5(1)①

人員配置の考え方について

小規模

質問内容

宿泊サービスの利用者がいない場合も、宿直を配置しないといけないのか。

⇒ 宿泊サービスの利用者がいない場合、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連携体制を整備しているときは、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができる。

協力医療機関との協議について

GH

地特定

地特養

質問内容

年に1回以上、市に対して協力医療機関の届出が必要であるが、その際、協力医療機関が変わらなければ、協議しなくてもよいか。

⇒ 協議を実施した上で、届出を行うこと。

協力医療機関との協議について

当該基準は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するものであるため、同じ医療機関という理由で、協議しないことを認めるものではない。

ただし、契約に関しては、内容に変更がなければ、都度取り直す必要はない。

関連法規：運営基準第105条及び第127条第3項、第152条第2項

連携する訪問看護事業所について

定巡

質問内容

連携する訪問看護事業所は、定期巡回・随時対応サービス事業所と異なる市町村にある事業所でも可能か。

⇒ 可能であるが、利用者に対する訪問看護の提供に支障がないよう、隣接する市町村等、可能な限り近距離に設置される事業所とすること。※

連携する訪問看護事業所について

※緊急時訪問看護の要件を満たした事業所であり、6月に1回実施する「介護・医療連携推進会議」に参加できる事業所であること。

転入後の地域密着型サービス利用について

質問内容

GH

地特定

地特養

転入してきた被保険者が地域密着型サービス（GH、地密特定、地密特養）を利用するにあたり、宇城市では半年ルールを設けているため、すぐに入居（入所）はできないが、代替案として短期利用や自費での利用は可能か。

転入後の地域密着型サービス利用について

不可である。地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように支援する観点から創設されたサービスであり、原則として、利用者は指定地域密着型サービス事業所の所在する区市町村の被保険者に限られているため、短期利用及び自費利用に関しても、宇城市独自の取扱いを適用する。

転入後の地域密着型サービス利用について

ただし、現在の利用要件にある「宇城市に転入し6か月以上経過している者」に関して、見直しを実施する予定がある。

※出生から長く宇城市に在住していた方で、施設の関係上、一時的（数ヶ月～数年）に他市町村に転出した方が転入してきた場合、利用要件を満たすことができず、利用が困難になるケースが増えてきたため。



ご清聴ありがとうございました

